



マイナ救急とは・・・

救急隊員が傷病者のマイナ保険証（健康保険証として利用登録したマイナンバーカード）を活用し、傷病者の医療情報等を閲覧する仕組みのことです。

★マイナンバーカードを見せるだけで以下の情報が伝わります



- ・傷病者の説明負担が軽減されます
- ・より適切な処置が受けられます

マイナ救急の流れ



令和7年10月1日から開始



事業に関する情報は特設サイトでもご覧いただけます



総務省消防庁 × 岩内・寿都地方
消防組合消防本部

お問い合わせ
消防本部警防課
岩内消防署

TEL：0135-62-2403
TEL：0135-62-1141